

# 国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症により、生計維持者が死亡または傷病を負った世帯や、事業収入や給与収入の減少が見込まれる世帯等を対象に、国民健康保険税の減免を行います。

## 制度の概要

### 対象者

国民健康保険税の納税義務者

### 支給要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者の収入が減少した世帯等であること

### 対象保険税

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に国民健康保険税の納期限が設定されているもの

### 申請開始日

6月以降の申請（予定）  
※詳しくは常陸大宮市医療保険課までお問い合わせください。

### 問合せ先

常陸大宮市役所 医療保険課国保 G  
☎ 52-1111 内線 166



# 後期高齢者医療保険料の減免および徴収猶予

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯や、収入の減少が見込まれる場合など、所得金額によって減免等を行います。

## 制度の概要

### 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した世帯等の被保険者

### 対象保険料

納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に後期高齢者医療保険料の納期限が設定されているもの

### 申請開始日

6月以降の申請（予定）  
※詳しくは常陸大宮市医療保険課までお問い合わせください。

### 問合せ先

常陸大宮市役所 医療保険課医療・年金 G  
☎ 52-1111 内線 163



# 介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡または傷病を負った第1号被保険者や、収入等の減少が見込まれる第1号被保険者を対象に、介護保険料の減免を行います。

## 制度の概要

### 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した世帯の第1号被保険者

### 対象保険料

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に介護保険料の納期限が設定されているもの  
※国の方針によって内容に変更が生じる場合があります。  
※詳しくは常陸大宮市長寿福祉課までお問い合わせください。

### 介護保険の第1号被保険者って？

第1号被保険者	対象となる要件
	65歳以上

### 問合せ先

常陸大宮市役所 長寿福祉課介護保険 G  
☎ 52-1111 内線 172



# 国民年金保険料の免除

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上げの減少などが生じて所得が下がった場合、国民年金保険料の免除が受けられます。

## 制度の概要

### 対象者

以下①、②のいずれにも該当する方※

- ① 収入が減少した
- ② 当年中所得見込額が一定程度まで下がる

※令和2年2月以降の状況が対象となります。

### 対象期間

令和2年2月分から令和2年6月分まで  
※令和2年7月分以降は、改めて申請が必要

### 学生納付特例制度

20歳を超える学生の場合は、本制度を申請することで、**在学中の保険料の猶予**が受けられます。  
※詳しくは常陸大宮市医療保険課までお問い合わせください。

### 問合せ先

常陸大宮市役所 医療保険課医療・年金 G  
☎ 52-1111 内線 166

